

## 教育資金贈与の非課税制度

(1) 祖父母や両親が孫や子に対して教育資金を贈与する場合、必要な金額をその都度贈与するケースは非課税とされていた一方で、将来分も含めて一括贈与するケースでは贈与税が課税されていました。しかし、平成25年度税制改正により、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間の特例として、祖父母や両親など直系尊属が孫や子に対して教育資金に充てるための金銭を一括贈与する場合であっても、1,500万円までの金額については贈与税を非課税とする制度が創設されました。

(2) この制度の適用を受けるためには所定の手続きが必要となります。

まず、銀行等の金融機関で教育資金管理用の専用口座を孫や子名義で開設します。そして、その教育資金口座から教育資金の引落しや支払をします。その際、教育費の領収書等をその金融機関に提出することが必要です。領収書等がないと非課税とはなりませんので注意が必要です。

(3) 子や孫が30歳に達した場合などには教育資金口座の銀行等による管理契約が終了するとされています。そして教育資金として使用しなかった資金残高は子や孫に対する贈与があったものとして、その終了した年分において贈与税が課税されることになります。

(4) 非課税の対象となる教育資金は以下のようなものに限定されています。このうち、⑧の学校等以外に支払われる教育資金については500万円（1,500万円の内数）までが非課税限度額となりますので留意が必要です。

④学校等に対して直接支払われるもの

- i) 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学（園）試験の検定料など
- ii) 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

⑧学校等以外に対して直接支払われるもの

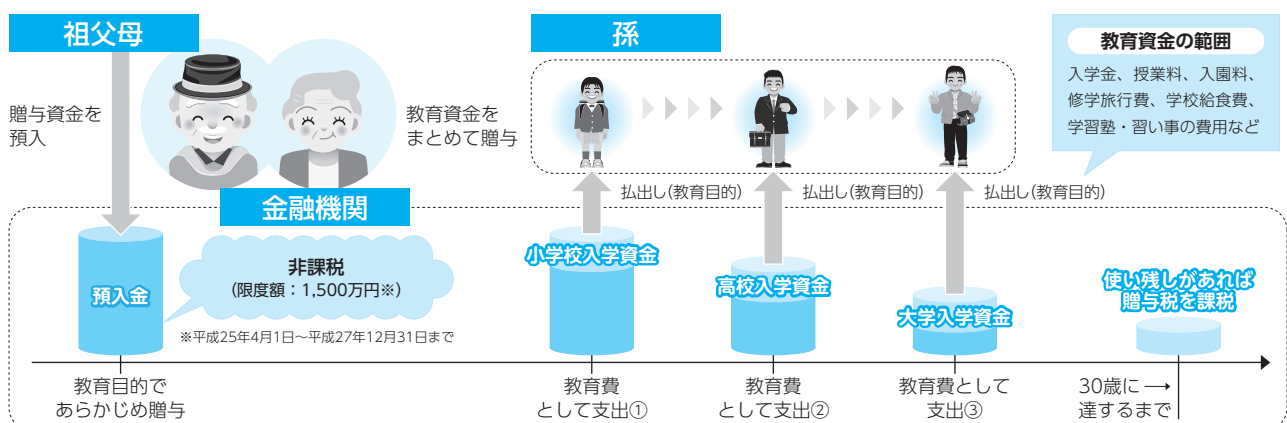
(イ) 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの

- i) 教育（学習塾、そろばんなど）に関する対価や施設の使用料など
- ii) スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

iii) i)又はii)で使用する物品の購入に要する金銭

(ロ) (イ)以外(物品の販売店など)に支払われるもの  
上記④ ii)に充てるための金銭であって学校等が必要と認めたもの（例えば教科書や学校指定の制服などの学用品費）

(税理法人みらいコンサルティング)



(出典：経済産業省「平成25年度税制改正について」一部修正)

## 改正労働契約法(無期労働契約への転換)への対応

### 無期労働契約への転換

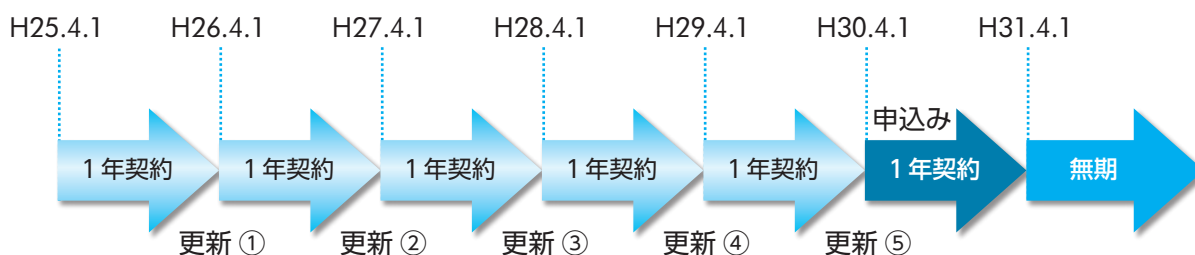
労働契約法の改正により追加された新しいルールに「無期労働契約への転換」があります。これは、期間の定めのある労働契約(有期労働契約)が繰り返し更新され通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるというものです。

例えば、平成25年4月1日から1年契約で雇用了パート社員について、その後5回契約を更

新したとします。この場合、平成30年4月1日からの1年間に本人から無期労働契約へ転換したいと申し出があった場合は、会社の意向にかかわらず、平成31年4月1日からそのパート社員と無期労働契約を締結することになります。

契約期間を定めることで業務量に応じて雇用調整をしてきた会社にとっては影響度が高い法改正となっています。

#### 【例】



### 会社の実情に合わせて早めの対応を

前述の「通算5年」は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約を起算に考えるため、向こう5年間は検討猶予期間だと考えている会社もあるようですが、契約更新を繰り返している場合等、有期労働契約を更新しない取扱いが会社の意向に反してできないケースもありますので、早めの対応が必要となります。

すでに対応方針を決定された会社の中には、

- ① 全員無期労働契約へ転換することを前提とする会社
- ② これから新しく採用する有期労働契約の更新の上限(5年等)を定める会社

③ 社員区分(パート社員、契約社員等)を複数定め、「無期労働契約を前提とする社員区分」と「上限を定めて契約更新をする社員区分」とに分けて管理する会社等があります。

会社の実情に合わせた対応が求められますので、専門家等に相談の上、早めに対応方針を検討するとともに、無期労働契約への転換を前提とする場合にはその際の労働条件をどうするのか、また、適用する就業規則の整備も合わせて必要となります。

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)